

## 相続登記はお済みですか？～未来につなぐ相続登記～

トラブルを防ぐためにも早めに相続登記をしましょう！

### 相続登記をしないと発生する様々な問題

**固定資産税は支払っているけれど・・・**

相続人がほかにもいる場合、税金を支払っていても、自分の所有になるわけではありません。

**あのとき登記をしていれば・・・**

父の死亡後、兄弟も亡くなったため、相続の話合いが兄弟間だけでは済まなくなってしまった。

**すぐ売りたい、お金を借りたいけれど・・・**

土地が母(故人)の名義になっていて、すぐに売ったり、お金を借りたりすることができない！

※事前に相続登記が必要です。

**このまま住み続けられる？**

夫の父(故人)名義の家に住んでいるけれど、夫以外にも相続人がいます。夫の死亡後も住み続けられるか心配です。

**このまま放置していたら・・・**

父の死亡後も相続するつもりがない土地・建物があり、そのままにしていたけれど、隣家に悪影響が出て、自分に全額弁償を求められた。



[相続登記って何ですか？【PDF】](#)

[相続登記が完了するまでの流れ【PDF】](#)

[登記手続案内のご案内【PDF】](#)

こちらも併せてご覧ください。

【外部リンク】

[法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」](#)

[法務省ホームページ「申請書の様式」](#)